

ひとり親家庭の親の 「資格取得」期間中の 生活費補助が

所得制限
なし

令和8年以降
入学する方は

増額されます！

ご相談
ください



ひとり親家庭の親の就職に役立つ
資格取得の期間中の **生活費** の補助額が増額されます
(令和8年4月以降に入学等した方が対象になります。)

従来 国制度による
生活費補助額

ひとり親家庭
高等職業訓練促進給付金

最大
4年間

非課税世帯
月額 **10万円**
課税世帯
月額 **7.05万円**

※児童扶養手当の受給世帯が対象
※最終年度は月額4万円上乗せ

増額 県独自の
生活費補助額

福井県ひとり親家庭
高等職業訓練促進給付金

最大
4年間

非課税世帯
月額 **5万円**
課税世帯
月額 **7.95万円**

児童扶養手当を受給していない世帯

月額 **15万円**
こども1人あたり
+ **1.5万円/月**

生活費補助額

最大4年間

\\ 所得にかかわらず //

月額 **15万円**

こども1人あたり
+ **1.5万円/月**

上記生活費補助のほか、資格取得にかかる **授業料・入学金の支援** も活用可能です

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

年間最大66.8万円の **授業料・入学料等** を支援

最大
4年間

資格の例

看護師

歯科衛生士

介護福祉士

理学療法士



保育士



LPI認定資格等デジタル分野の民間資格

社会福祉士

建築士

福井県

補助を活用して資格取得をする場合の給付額イメージ

例

看護師の資格を取得するために看護専門学校(3年間)で修業する場合
(想定:親、こども2人の3人家庭)

生活費の支援 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 + 福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

月額15万円を3年間分補助します。また、こども1人あたり月額1.5万円を補助します。

生活費 …… 15万円 × 12か月 × 3年間 = 540万円 … ①

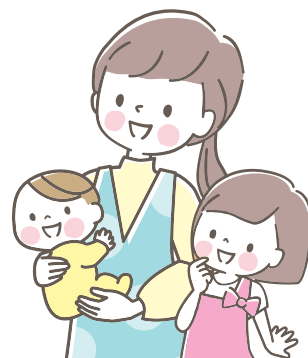
こども加算 … 1.5万円 × 2人 × 12か月 × 3年間 = 108万円 … ②

修業期間(3年間)の補助額合計 ① + ② = 648万円

この他、要件によっては以下の給付金も利用が可能です。

授業料、入学金の支援 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

年間最大 66.8万円 の授業料、入学料等を支援 (最大4年間)



県独自の生活費支援の対象者 福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ※原則、毎月の支給になります。

給付を受けるには以下のすべてに該当する必要があります。

- ☒ 県内在住のひとり親家庭の親である。(児童扶養手当の対象外の方も支給されます。)
- ☒ 厚生労働省の教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を受けていない方である。
- ☒ 資格等取得のために国が指定した教育訓練等を受講する方である。
- ☒ 資格等取得のために6カ月以上修業し、資格取得が見込まれる方である。
- ☒ 修業することとなる学校や講座はe-ラーニングのみの内容ではない。
- ☒ 仕事または育児と修業の両立が困難な方である。
- ☒ 申請時に就業計画を提出できる方である。
- ☒ 取得する資格をもって就職し、その収入を生活費のメインにする方である。
- ☒ 資格取得後も県内で就職する意思がある方である。
- ☒ 県の相談員の定期的な面談を受けることができる方である。

●資格の例 …… 看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、LPI認定資格等デジタル分野の民間資格、建築士、歯科衛生士 など

相談先

福井県健康福祉部児童家庭課

☎ 0776-20-0343

くわしくはこちらから→



●生活費補助の申請においては、国による補助への申請と、今回追加となる福井県による補助への申請の両方が必要となります。(ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 + 福井県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金)

※くわしくは県のホームページをご確認ください。